

法人版事業承継税制（特例措置） 活用事例

中小企業庁 財務課

平成30年度税制改正において、10年間限定の特例として措置された法人版事業承継税制（特例措置）は、多くの地域で活躍する事業者や成長志向の事業者に活用されています。

これまで事業承継税制を活用した事業者の活用事例を紹介いたします。

活用事例

法人版

建築業／北海道

北海道にこだわり、事業の多角化を進め成長

- 大工だった現社長の祖父が1950年代に創業。
- 現社長が30代後半の時に事業を承継。事業を引き継ぐことは決まっていたものの、家業に戻ってから株式の譲受けが進んでいなかったことから、事業承継税制の活用を決断。
- **承継後は**、組織的な企業に変革するとともに、これまでの事業を活かして店舗デザイン・工事やカフェを運営する会社を設立し、**事業を多角化。その結果、グループ全体で売上増を達成**。さらなる多角化・新事業展開を目指している。
- また、**地元北海道に根ざすことにこだわっており、地元の木材を使用し、地元の人材を雇用**。地元木材保全のために、森林保持等のボランティア活動にも積極的に取り組んでいる。
- 賃上げのみならず、福利厚生も含めて**従業員への還元も積極的に実施**。

<事業者の声>

- 事業承継税制を活用したことで、**承継時の税負担なく全株式を承継することができた**。
- 猶予額の元となる株価は承継時に算定されることから、**成長志向の後継者ほどメリットが大きい**。



法人版

測量・設計業／関東甲信越

創業以来、技術力を磨き、着実な事業を実施

- 1960年代に創業以来、50年以上、県道の改修工事や災害からの復旧工事等の公共事業における測量や設計事業を営む。
- **技術力が強み**であるため、資格取得の費用補助や研修に力を入れ、**技術力を磨き続けている**。
- また、公共事業を担っているため、**赤字を出さないよう着実に事業を営んできたことから、株式の評価額が上昇**。このため、先代（現社長の父）から現社長への代表権の承継は行っていたが、**株式の承継は、税負担がネックとなりできていなかった**。そこで、**事業承継税制を活用し、円滑に株式も承継することができた**。

<事業者の声>

- 代表権は既に承継しており、株式も暦年課税制度を活用して少しずつ承継を進めていたが、**事業承継税制を活用したことで、一気に承継することができた**。
- **自分の代からさらに承継を行えば、免除**になることも良い点だと思う。



活用事例

法人版 食品製造販売業／関東甲信越

事業承継を契機にIT化や海外展開を実施 明治から続く味を世界へ

- 明治創業の老舗漬物店。先代の高齢に伴い、事業承継税制を活用し、事業承継を行った。
- 事業承継税制を活用したことで、**承継後、株式の評価額の上昇を気にすることなく事業の拡大に取り組むことができています。**
- 具体的には、**ECサイトでの海外への販売や、漬物を活かしたお菓子の販売等の新規事業を実施**し、ECサイトでの販売は、**売上の6割を占めるほどに成長。**
- 今後は、漬物を活かしたお菓子を楽しむことができるカフェの運営等の**新規事業進出も検討**している。

事業承継税制は、以下3つの利点があった。

1. **事前に承継の準備ができた**ことで、スムーズに株式の承継を行うことができた。
2. **承継時に税負担なく**自社株式を引き継いだので、**その分の資金を成長投資に回すことができた。**
3. 承継時に税額猶予の対象となる株式価額が固定されたことで、**税負担の増加を気にせず、事業の拡大を実施**できている。

法人版 機械設備等の設計開発業／中部

事業承継を契機に、更なる事業拡大 働き方の改善も積極的に実施

- 機械や電気制御設備の設計開発業務の請負を行う。
- 先代(現社長の父)が、1980年代に創業し、創業当初は数人であった従業員も、現在は300人超に拡大。
- 顧客であるメーカーは産業機械、航空機関係等、多岐にわたっているため、コロナ禍やリーマンショックにあっても安定した業績を維持。
- **承継を契機に事業の更なる拡大に着手。**従来から取り組んでいた技術を応用し、半導体にまつわる新規分野を開拓。事業地域の拡大も実施し、新たに福岡と名古屋の事務所の設立を実施。今後は関西方面への進出も予定。
- **従業員への教育が強み**であり、エンジニアの経験が浅い従業員でも安心して技能を習得できる体制を整えている。
- 従業員への還元も積極的に行っており、**承継後、賃上げを実施した他、子育て等と両立できるようにフレキシブルな勤務体系に変更**した。

<事業者の声>

- ・事業の拡大に伴い株式評価額が大きくなり、**承継時の税負担がネックとなって社長交代時に全ての株式の承継ができなかった。**
- ・**特例措置を活用することで、全株式について贈与税の猶予が認められるため、将来の相続時の税負担の増加を気にせず、業容の拡大に取り組むことができています。**
- ・「成長する集団」として、今後も事業規模拡大や従業員の成長に向けて取り組みたい。



活用事例

法人版

製造業／北陸

事業承継を契機に更なるデジタル化 海外展開も実現

- 設計から塗装や組立までの全工程を社内で一貫生産する専門メーカー。
- これまで主力商品は、職人の知見に依存して製造しており、人材育成に時間がかかる等の課題があったが、**CADベンダーと連携し、工程ごとに必要な作業を標準化・可視化できるデジタル化ツールを開発**。進捗、材料の正確な管理が可能になるとともに、職人の経験、技術に依拠せずに作業を行うことができるようになり、生産性の向上に寄与。
- **現社長が事業承継後**、デジタル化ツールをさらに活用することにより、日本のメーカーが進出しておらず、現地技術者も少なかった**アジア地域への事業展開を実現**。

<事業者の声>

- 
- ・特例措置創設前から少しずつ株式と事業の承継を進めていたが、**特例措置の活用をきっかけに残りの株式を全て承継**できた。
 - ・事業承継税制は、承継時の株価で固定できるため、**事業の拡大が見込まれる場合に、メリット**があると思う。今後も更なる事業の発展に取り組みたい。
 - ・足下では、人材確保の観点やインフレ対応も踏まえ、賃上げにも取り組む。

法人版

内航海運業／九州

創業以来、地域に根ざした事業を展開 新規事業で離島の産業維持にも貢献

- 1940年代に創業。**西日本有数の船舶保有数を誇り、高い技術力であらゆるニーズに対応**。造船関係の会社や、建設関係の会社も保有している。
- 有給休暇取得促進や受動喫煙対策、ストレスチェック等の健康に関する取組や福利厚生の実施に加え、賃上げも実施。**積極的に従業員への還元を行っている**。
- 地元高校から積極的に採用しており、従業員のほとんどは地元出身者。**地域の雇用にも貢献**。
- また、近隣離島の農園が閉園の危機にあった際、同園を引き受け、**離島地域の主要産業の保全にも貢献**。農場スタッフの熱い想いととも、美味しい農作物作りに取り組んでいる。

<事業者の声>

- 
- ・業歴が長く、これまで培ってきた実績により、株式評価が高くなっていったため、**承継時の税負担が懸念であったが、顧問税理士から事業承継税制を紹介され活用を決断**。
 - ・手続きは煩雑な点もあったが、**税理士に相談しながら申請**した。

(参考) 事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- **10年間限定（2027年末まで）の時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定（2028年末まで）で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。
- 法人版（特例措置）・個人版を**活用するためには、2026年3月末までに特例承継計画の申請が必要**。

法人版事業承継税制

| | 一般措置 | 特例措置 (時限措置) |
|-------------|----------------------------|---|
| 猶予対象 株式数 | 総株式数の最大 2/3まで | 上限なし |
| 適用期限 | なし | 10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要 |
| 猶予割合 | 贈与税 100% 相続税 80% | 贈与税・相続税ともに 100% |
| 承継方法 | 複数株主から 1名の後継者に 承継可能 | 複数株主から 最大3名の後継者に承継可能 |
| 雇用確保 要件 | 承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要 | 未達成の場合でも 猶予継続可能に |

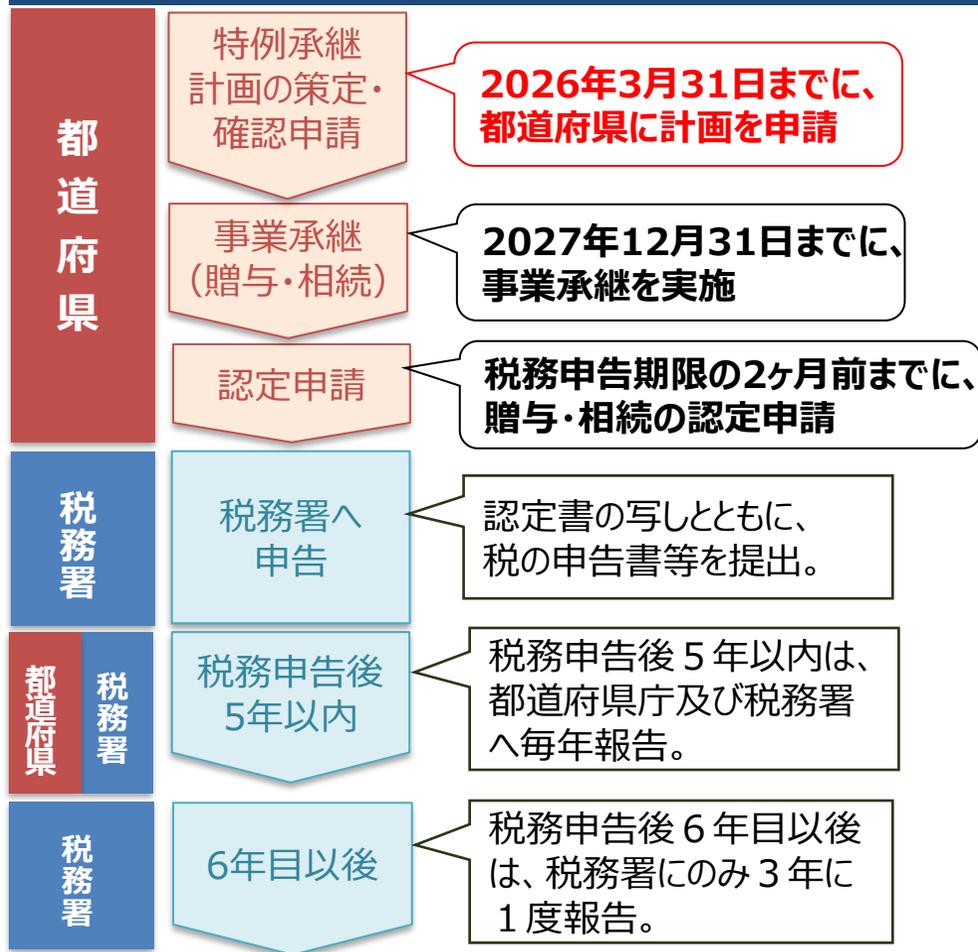
個人版事業承継税制

| | 特例措置 (時限措置) |
|------|---|
| 対象資産 | 事業を行うために必要な多様な事業用資産 <ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等）  |
| 適用期限 | 10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要 |
| 猶予割合 | 贈与税・相続税ともに 100% |

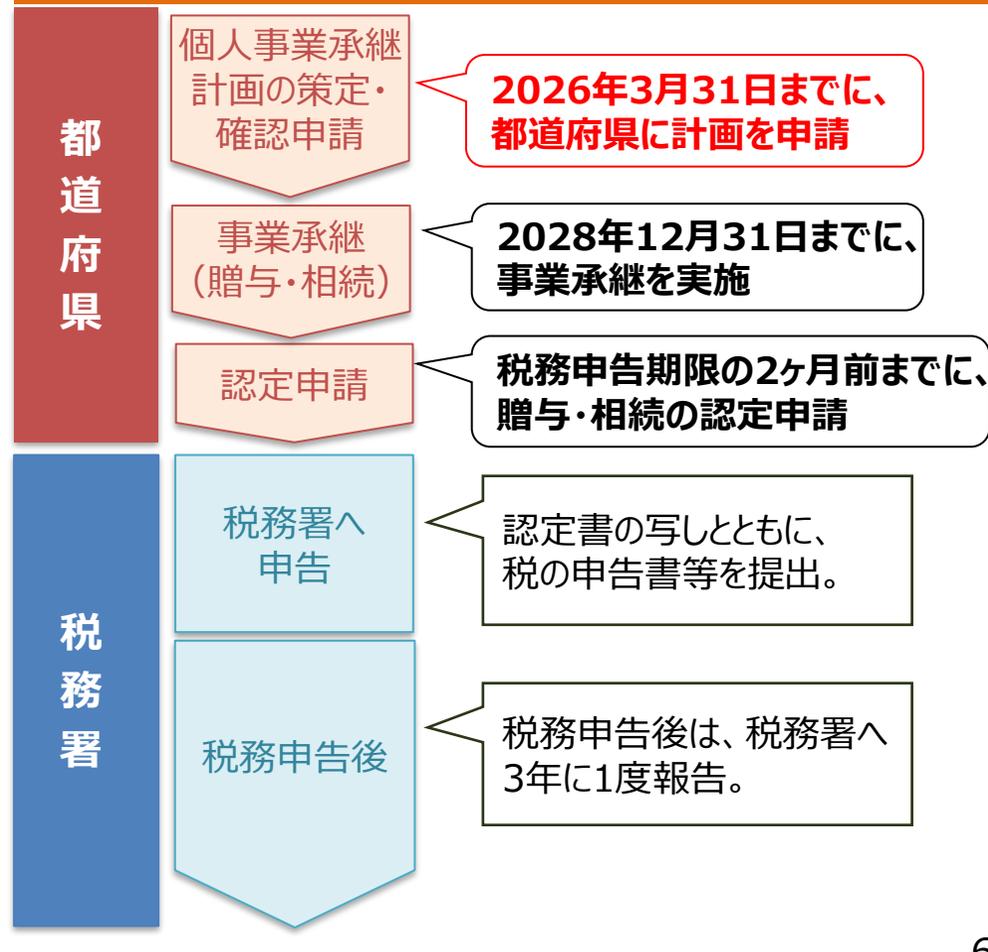
(参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請し**、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請し**、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（宥恕規定あり。）

法人版事業承継税制に係る手続



個人版事業承継税制に係る手続

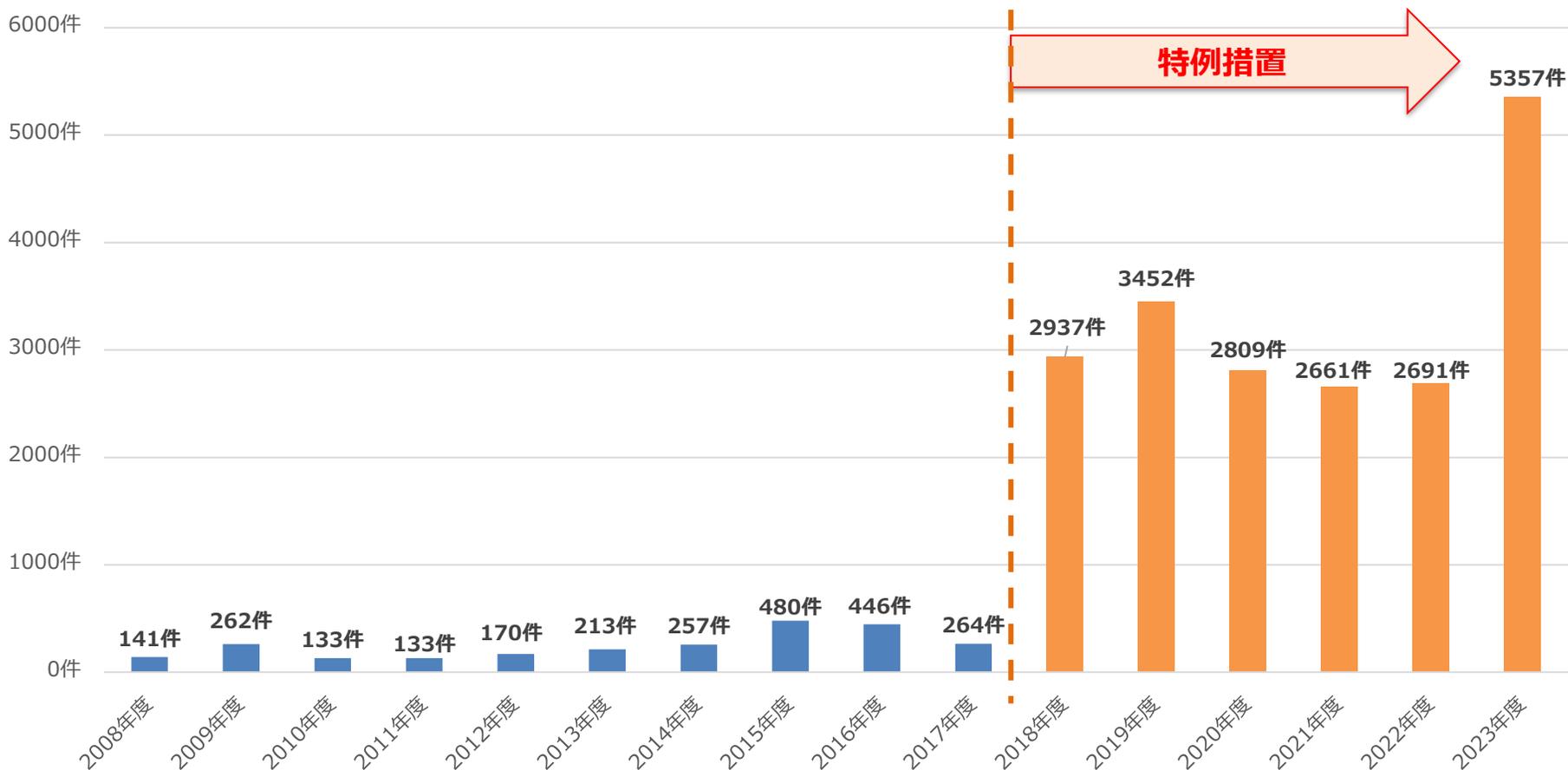


※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

(参考) 特例承継計画の申請状況

- 平成30年度税制改正で特例が措置されて以降、活用件数は大幅に増加した。
- コロナ禍（2020年度～2022年度）は特例承継計画の申請件数が落ち込んだものの、2023年度には再び増加している。

活用件数の推移



※法人版について、2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。（2024年3月末時点集計）

(参考) 中小企業庁等のホームページ

- 中小企業庁や国税庁では、事業承継税制に関する各種マニュアル等をHPにおいて公表しています。

中小企業庁HP チラシやマニュアル等を掲載。

事業承継税制 チラシ



https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_zeisei.pdf

有恕規定の周知 チラシ



贈与・相続の認定後の定期報告制度について、一定の要件を満たした場合は期限後提出という事実のみを以って認定を取り消すものではない旨を周知しています。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/shoukei_zeisei_seidounyo.pdf

法人版（特例措置）関連ページ



https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.html

事業承継税制の活用をご検討ください

贈与・相続(承継)時に贈与税・相続税の負担をすることなく、自社株等を承継することが可能です

法人版事業承継税制の特例措置のポイント

1 承継時の贈与税・相続税を負担することなく

自社株を承継することが可能に

特例承継計画を提出することで、
自社株の贈与税、相続税の承継時の納税を全額猶予
一定の要件を満たせば、猶予税額は免除

2 親族外も含む複数の株主から

後継者(最大3人)への承継が対象

親族外を含むすべての株主から、
代表者である後継者(最大3人)への贈与・相続が対象

3 特例承継計画の提出が必要

後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載
(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、
助言が必要)

※特例承継計画の提出期限は2026年3月31日まで
2018年1月1日から2027年12月31日までの贈与・相続が対象

<事業者からの声>



(先代経営者)
税負担のことを考えると事業承継に踏み切れませんでした。
そうした中、この税制の存在を知り、事業承継の話題を家族と話すようになりました。
息子が当初、税負担を懸念して承継することに悩んでいましたが、この税制を活用し、
円滑に承継することができました。



事業承継税制の活用を検討される皆様へ 事業承継税制の報告制度に関する運用状況について

- ◆ 事業承継税制の計画認定を受けた事業者は、定期的に、都道府県への「年次報告書」の提出や税務署への「継続届出書」の提出が必要ですが、これらの報告制度には、有恕規定や税務署からの事前のお知らせがあります。

都道府県に提出する「年次報告書」の提出期限、 期限後提出された「年次報告書」に関する有恕規定の運用状況について

- ・ 年次報告書は、後継者ごとにその会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過することの日の翌日から3か月を経過する日までに都道府県知事に年次報告書を提出する必要があります。
- ・ 年次報告書が提出期限内に報告されない場合は、都道府県知事の認定が取り消されます。
- ・ 年次報告書が期限後に提出された場合の有恕規定については、一定の要件(※1)を満たした場合には期限後の報告であっても認定が取り消されないとされており、必ずしも期限後提出という事実のみを以って認定を取り消すものではありません(※2)。

※1 ①提出書の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認められること、②当該申請がやんだ後遅滞なく当該報告書及び当該申請の詳細を記載した書類が提出されたこと。
※2 提出期限を過ぎた場合は、まずは都道府県へご相談ください。

税務署に提出する「継続届出書」の提出期限と有恕規定、 税務署からの事前のお知らせについて

- ・ 継続届出書は、後継者ごとに、その会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間(以下「事業承継期間」といいます。)、当該申告期限の翌日から1年を経過することの日の翌日から3か月を経過する日までに、税務署長に円滑化法上の確認書を添付した継続届出書を提出する必要があります。なお、事業承継期間経過後は、当該期間の末日の翌日から2年を経過する日の翌日から3か月を経過することの日の提出期限となります。
- ・ 継続届出書を期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から2か月を経過する日に納税の猶予に係る期限が確定します。
- ・ なお、継続届出書の期限後提出についても、その提出についてやむを得ない事情がある場合は、有恕規定の適用があります。
- ・ 税務署から事業者に対しては、継続届出書の提出期限前に、期限を事前にお知らせする封書を交付しております。

個人版関連ページ



https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.html

国税庁HP「事業承継税制特集」



パンフレットや質疑応答事例、
法令解釈通達等を掲載。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyoshokei/index.htm>

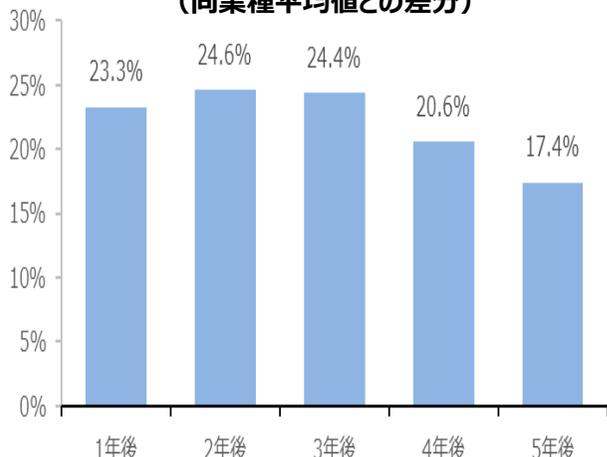
(参考) 事業承継に期待される効果

- ポストコロナ・ウィズコロナの経済社会の変化やDX, GXといった社会的要請から事業再構築、経営革新が求められており、**事業承継は経営革新の一つの契機**ともされている。
- **経営者年齢が若い企業**ほど新たな取組に果敢に**チャレンジしやすい企業の風土**があるとされ、**早期の事業承継が中小企業の成長を後押し**する。
- **事業承継後の企業の成長率**は承継がない企業と比べて**高く、39歳以下で事業承継実施した企業は当期純利益成長率が高く、従業員数の成長率も高い**というデータもある。

事業承継後の企業の成長率は承継がない企業と比べて2割程度高い

事業承継時の年齢別事業承継実施企業のパフォーマンス (事業承継後5年間の平均値)

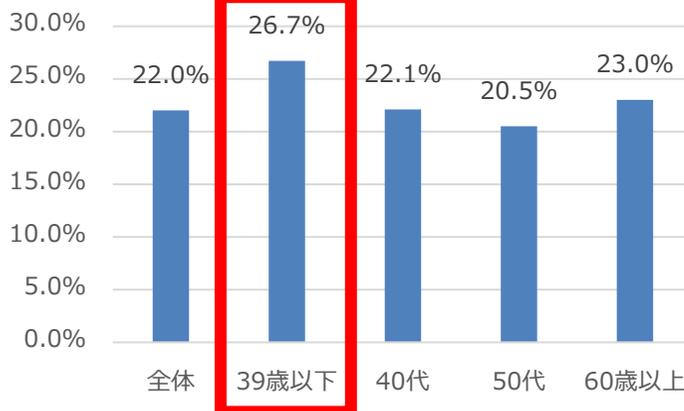
事業承継実施企業の承継後の当期純利益成長率 (同業種平均値との差分)



【資料】中小企業庁 中小企業白書2021年版
(株)東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工

注)
1. 2010年～2015年に経営者交代を1回行っており、経営者交代からその後5年間の売上高、当期純利益、従業員数の数値が観測できる企業を分析対象としている。
2. 成長率の数値はマクロ経済の影響を取り除くため、経営者交代を行った企業の成長率の平均値と同分類産業の成長率の平均値との差分である。
3. 当期純利益成長率が95パーセンタイル以上または5パーセンタイル以下の観測値は外れ値として除外している。

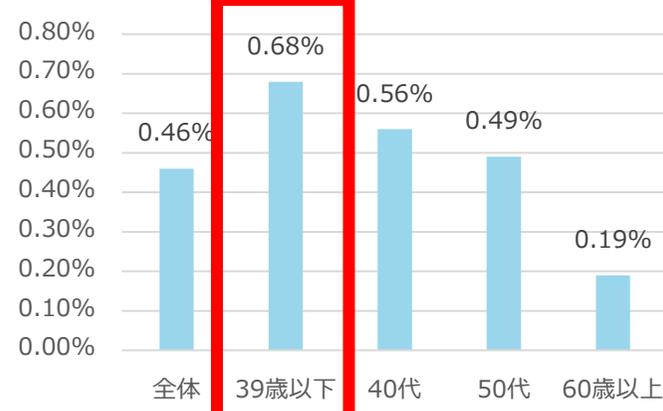
当期純利益成長率 (同業種平均値との差分)



【資料】中小企業庁 中小企業白書2021年版
(株)東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工

注)
1. 2010年～2015年に経営者交代を1回行っており、経営者交代からその後5年間の売上高、当期純利益、従業員数の数値が観測できる企業を分析対象としている。
2. 成長率の数値は、マクロ経済の影響を取り除くため、経営者交代を行った企業の成長率の平均値と同分類産業の成長率の平均値との差分である。また、事業承継後5年間の平均値を算出している。
3. 売上高成長率、当期純利益成長率、従業員数成長率が95パーセンタイル以上または5パーセンタイル以下の観測値は外れ値として除外している。

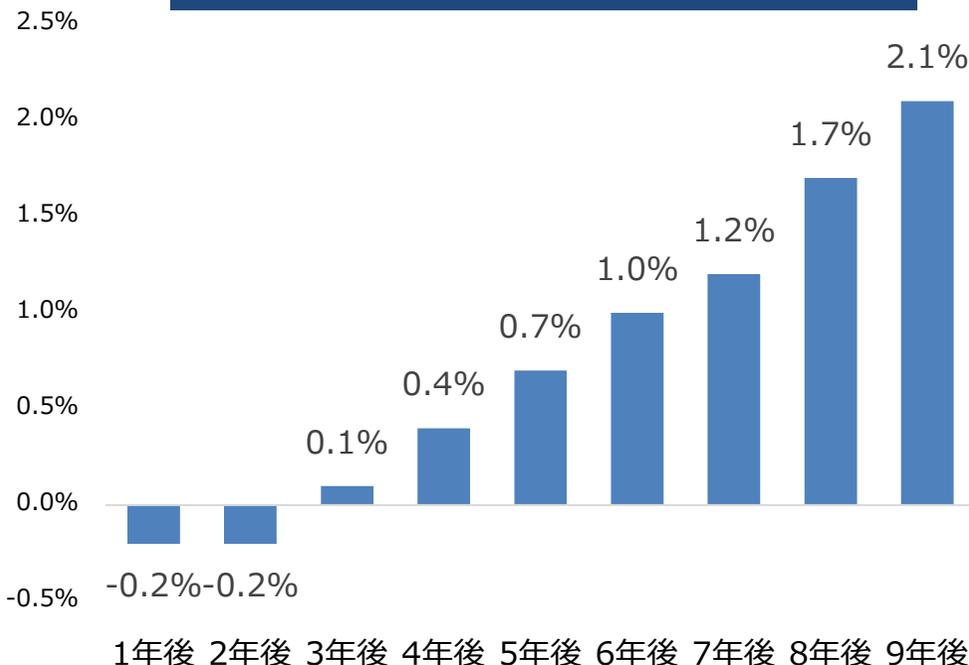
従業員数成長率 (同業種平均値との差分)



(参考) 事業承継に期待される効果

- 事業承継を実施した企業の事業承継後の売上高成長率について、同業種の平均値と比較すると、事業承継後3年目以降からは同業種平均を上回っており、**事業承継は成長の機会になり得る**と考えられる。
- 事業承継時の経営者年齢別に、事業再構築の取組状況も集計したところ、**事業承継時の経営者年齢が若い企業ほど、事業再構築に取り組む傾向**にあり、**事業承継による世代交代は企業にとって、挑戦・変革の契機になり得る**とも考えられる。

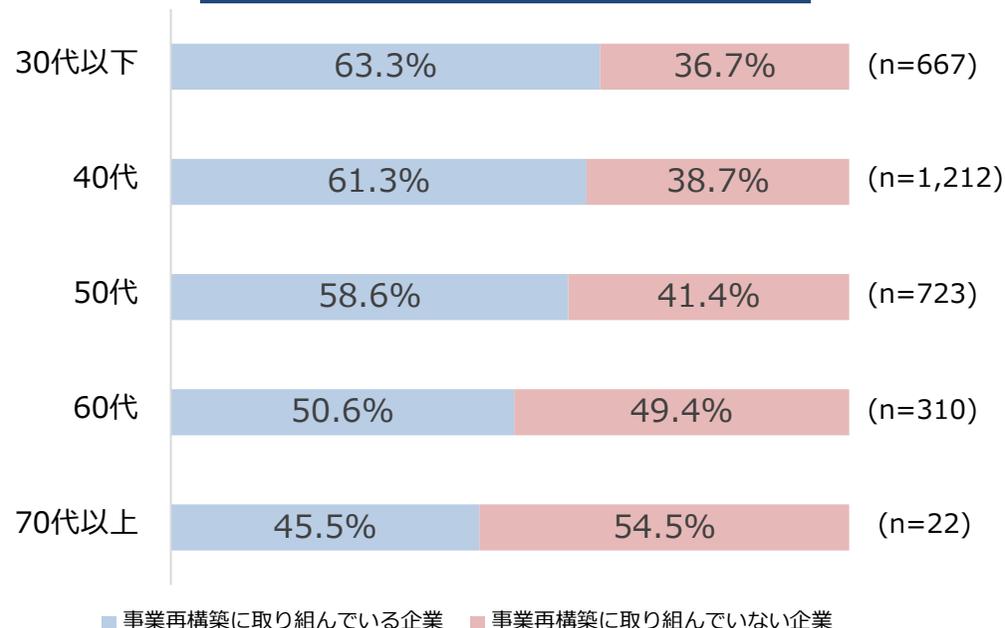
事業承継実施企業の承継後の売上高成長率 (同業種平均値との差分)



資料：中小企業庁 中小企業白書2023年版 (株) 帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工 (注)

1. 2008年～2012年に経営者交代を1回行っており、経営者交代からその後9年間の売上高の数値が観測できる企業を分析対象としている。
2. 成長率の数値は、マクロ経済の影響を取り除くため、経営者交代を行った企業の成長率の平均値と同分類産業の成長率の平均値との差分である。
3. 売上高成長率が95パーセンタイル以上または5パーセンタイル以下の観測値は外れ値として除外している。

事業承継時の経営者年齢別に見た、 事業再構築の取組状況



資料：中小企業庁 中小企業白書2023年版 (株) 帝国データバンク「中小企業の事業承継・M&Aに関する調査」 (注)

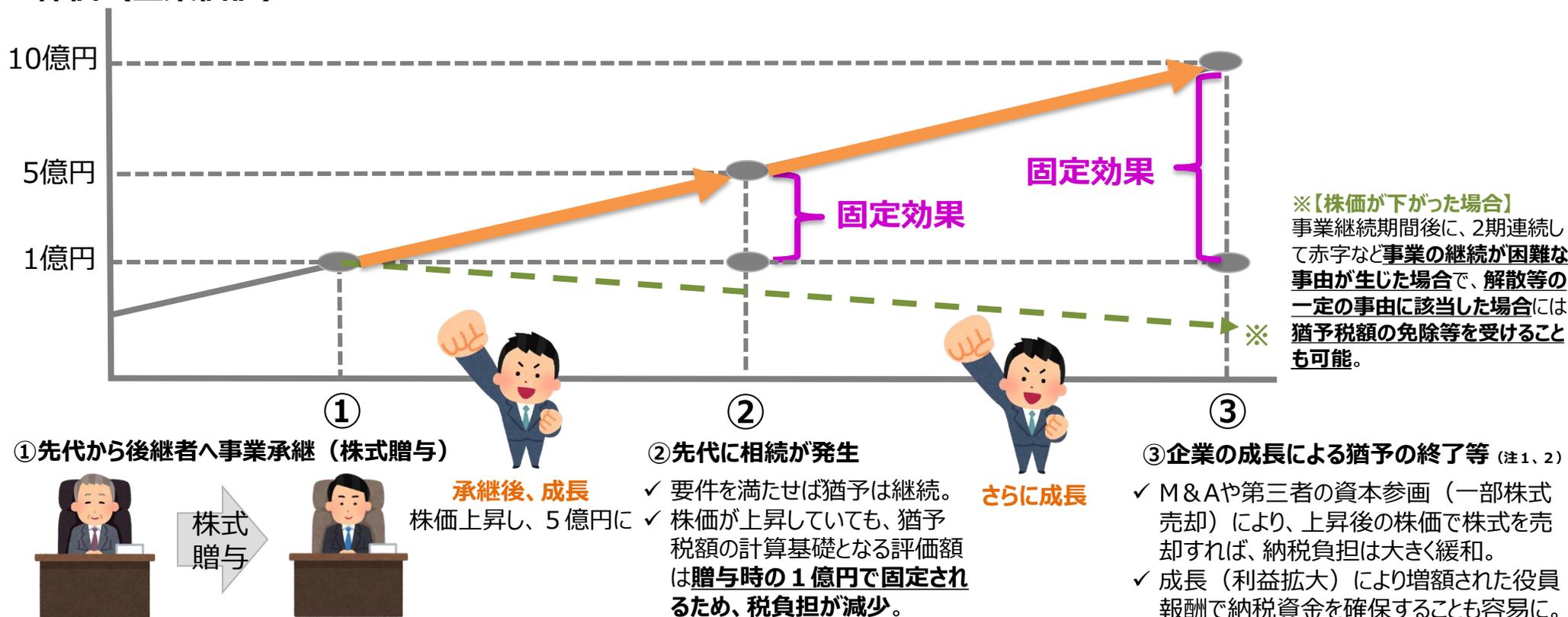
1. ここでいう事業再構築とは、新たな製品を製造又は新たな商品若しくはサービスを提供すること、製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することを指す。
2. ここでの「事業再構築に取り組んでいる企業」とは、事業再構築の取組状況について、「新規市場で、既存製品・商品・サービスを展開」、「既存市場で、新規製品・商品・サービスを開発・展開」、「新規市場で、新規製品・商品・サービスを開発・展開」のうち、いずれか一つでも回答した企業を指す。「事業再構築に取り組んでいない企業」とは、「特に実施していない」と回答した企業を指す。

(参考) 事業承継税制の活用のメリット 株価固定効果

- 事業承継税制では、承継（株式贈与）時に税額猶予の対象となる株式価額が固定され、その後の株式価値の上昇は猶予税額に反映されない。
- 成長（企業価値の上昇）が実現すれば税負担が緩和されるため、成長志向の後継者にとってメリットが大きい税制となっている。

事業承継税制を活適用した場合の株価固定効果のイメージ

株価（企業価値）



✓ 株価は、贈与時の1億円で固定

注1 猶予を受けている企業が、承継後5年の間に株式公開した場合には取消事由に該当する。なお、認定後であれば中小企業者に該当しなくても取消事由に該当しない。

注2 後継者から次の後継者に事業承継税制を適用して株式を贈与する場合は、当該贈与時点の株価で猶予税額を再計算する。